

大総務第 23 号
令和 8 年 8 月 19 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である大阪シティバス株式会社による中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である都市交通局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 6 条第 2 項第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和7年度 事業経営評価

団体名	大阪シティバス（株）			所管所属名	都市交通局	
-----	------------	--	--	-------	-------	--

中期目標	中期目標期間						
	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間 （うち中期計画対象期間は令和4年7月から令和8年3月31日まで）						

●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】							
財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)							

中期計画達成状況	指標Ⅰ	組織体制の見直しによる人件費の削減（※R3年度の指標）					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7【最終】
	目標値	—	△1億円				
	実績値	—	△3億円				
	指標Ⅰ	営業利益（※R4年度からの指標）					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7【最終】
	目標値	—	—	1億円	4億円	3億円	0.3億円
	実績値	△18億円	△4億円	2億円	3.5億円	2.6億円	13.4億円

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
中期目標の期間当初は、新型コロナウイルス感染症の影響により営業赤字となっていたが、乗車人員の回復に伴って令和4年度以降は黒字を達成している。 しかしながら、令和5・6年度は、燃料費をはじめとする物価高騰や、運転士確保のための人件費の増加などにより、営業費用が増加していることに加え、万博関連輸送の業務量減などの要因が重なり、目標値に届かず未達成となった。 最終年度は、厳しい経営環境と万博需要が併存する1年となった。当社は大阪・関西万博において、JR 桜島駅前からの会場アクセス輸送に加え、舞洲パークアンドライド輸送、会場内輸送など、万博に関するバス輸送においてOsaka Metroと連携して中心的な役割を担った。これらの来場者輸送収入の増加などにより、令和7年度の営業利益は13.4億円となり目標値を達成することができた。			

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見		
経営状況を含む上記自己評価については妥当である。			

市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
中期計画期間（令和4～7年度）においては、新型コロナウイルス感染症流行による移動需要減からの回復が見られるものの、テレワーク等の浸透によって以前の乗車人員水準までには届かない中、燃料費・人件費・資材費等のコストが上昇し、また、元からの運転士不足に加えて働き方改革等への対応を要するなど厳しい事業環境となった。 このような状況下でも路線バスを安定運行して黒字を計上し、とりわけ令和7年度は大阪・関西万博来場者のバス輸送などによって目標値を大きく上回る利益を計上した。また、一部の年度では万博の開催準備に伴う外部要因等のやむを得ない事情から目標の未達が見られたものの、未達の程度は僅少であり、中期計画期間（令和4～7年度）全体を通じて評価すると、団体による自己評価は妥当である。			

市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	中期計画期間中、コスト削減や増収施策にも積極的に取り組みつつ、路線バスを安定運行して黒字を計上している。特に令和7年度には、大阪・関西万博の来場者バス輸送において、中心的役割を果たして目標値を大きく上回る利益を計上しており、対象事業活動を安定的かつ継続的に行うための財政基盤の強化に寄与したものと評価する。 路線バスを取り巻く事業環境は非常に厳しいが、需要喚起・増収施策を展開するなど、グループ親会社であるOsaka Metroともよく連携のうえ、バスサービスの持続的・安定的運営のための財政基盤の確保に努めてもらいたい。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）		